主

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人沖源三郎の上告趣意について。

所論第一点は単なる訴訟法違反の主張であり(そして、数個の犯罪事実の証拠を 一括して説示しても違法でないことは当裁判所の判例である。判例集四巻九号一六 九五頁以下参照。)また、同第二点は量刑不当の主張であるから、刑訴四〇五条の 適法な上告理由と認め難い。また、本件では同四一一条を適用すべきものとも認め られない。

被告人Bの弁護人西野喜右衛門の上告趣意について。

しかし、記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。 よつて同四―四条三八六条―項三号、により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一〇月一八日

最高裁判所第一小法廷

輔		悠	藤	齋	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
毅			野	眞	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官